経営サポーター（登録専門家）へのメール相談利用規約

ご利用範囲

このメール相談は創業予定者、中小企業の経営課題解決のために設けられています。中小企業基本法第２条に定める中小企業者以外の事業者、同法第３条に掲げる創業者以外の個人、並びに創業者や中小企業を支援する立場にある士業・コンサルタントの方からのメール相談の申込みは受け付けられません。

一般的な知識を得るための相談等、固有の経営課題と結びつかない相談であると「経営相談室」事務局（以下「事務局」）が判断した場合、メール相談申込を受付できない場合があります。

代理、代行相談の禁止

相談は、創業、経営に課題を抱えている方ご本人限定です。代理、代行での相談申込は受付できません。

事務局のモニタリング

ご相談にあたっては、専門家を指名して相談できるシステムとなっておりますが、相談内容等は事務局がモニタリングしておりますので、予めご了承ください。

相談履歴の取り扱い

相談履歴（メール相談、面談、専門家派遣）は事務局で管理しており、より適切な回答をするために回答する専門家が相談履歴を参照する場合があります。なお、事務局と回答者である専門家は皆様の過去履歴等の個人情報を厳重に保管しており、守秘義務を負っておりますのでご安心ください。

相談内容の修正依頼

相談内容の理解が困難な場合、相談の内容が複雑多岐にわたる場合などには、相談内容の修正をお願いすることがあります。

面談への変更依頼

相談内容が多岐にわたる場合や直接確認した方が適切と判断した場合は、面談への変更をお願いすることがあります。

専門家の変更依頼

相談内容が指名されている専門家の専門外の分野であると事務局が判断した場合、指名する専門家の変更をお願いすることがあります。

事務局による回答
一般的に見て専門家による回答を必要としないと事務局が判断した場合などには、指名されている専門家に代わって事務局から回答させていただくことがあります。

複数相談の禁止
同一の内容の相談で、一度に複数の専門家にご相談いただいた場合は 1 件のみを受付とさせていただき、それ以外の相談は受付できませんので、予めご了承ください。
また、既に回答済みの相談と同一内容の相談について、専門家を変更しての申込は原則受付できません。

複数回数にわたる利用
当室は大阪市からの公費によって限られた予算で運営されています。
短期間での頻繁な利用や同一の専門家への相談について、ご利用をお控えいただくことがありますので、予めご了承ください。

その他
その他、事務局や専門家の判断により、メール相談を受付できない場合もありますので、予めご了承ください。